

社会保険歯科診療における 歯科技工関連部門の知識と解説

[概要版]

2018年（平成30年）4月1日実施
社会保険歯科診療報酬改定内容

公益社団法人 日本歯科技工士会

目 次

1. 本書を発行するにあたり	2
2. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (厚生労働省告示第43号, 2018. 3. 5付「官報」)	3
3. 良質な歯科医療の確保のために (歯科診療報酬点数表 第12部歯冠修復及び欠損補綴 通則5)	9
4. 点数分析表(参考)	10
5. 製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用に関わる主な診療報酬点数表	12
6. 2018年(平成30年)4月1日実施 歯科診療報酬の改定内容等	14
7. 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)	23
8. 歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移	26

本書を発行するにあたり

団塊の世代が75歳以上となる2025年とそれ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、効率的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現を目指して2018年（平成30年）4月1日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から有床義歯（局部義歯・総義歯）、鋳造鉤（双歯鉤・二腕鉤）、線鉤、コンビネーション鉤、バー等の点数が増点されています。また、レジンインレーの新設、レジン前装金属ポンティックの整理と製作部位に応じた所定点数加算、フック、スパーの名称変更等、口腔機能の回復等に関する技術の評価の見直しが行われています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

会員各位におかれでは、2018年4月1日から実施された社会保険歯科診療報酬改定内容を解説した本書が、歯科技工料金を改定し健全な歯科技工所運営を図るための一助となることを願っています。

2018年（平成30年）4月

公益社団法人 日本歯科技工士会



(号外) 独立行政法人国際印刷局

- 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同四二)
- 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同四三)
- 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示 (厚生労働四一)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示 (同四二)

(厚生労働一〇)

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令

〔省令〕

四 次

- | | | | | |
|----------------------------|-------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 五 八 | 六 | 二 | 三九 | 四〇 |
| ○ 診療報酬の算定方法の一部を改正する件 (同四二) | ○ 訪問看護療養費に係る訪問看護ス | ○ 特掲診療料の施設基準等の一部を改 | ○ 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部 | ○ 入院時食事療養費に係る食事療養及 |
| る件 (同四三) | テーションの基準等の一部を改正す | 正する件 (同四五) | を改正する件 (同四六) | び入院時生活療養費に係る生活療養 |
| | る件 (同四九) | の費用の額の算定に関する基準の一 | 部を改正する件 (同五一) | の費用の額の算定に関する基準の一 |
| | | 部を改正する件 (同五二) | | 部を改正する件 (同五三) |

- | | | | |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 四一 | 四二 | 四三 | 四四 |
| ○ 厚生労働大臣が定める指定訪問看護 | ○ 訪問看護療養費に係る訪問看護ス | ○ 訪問看護療養費に係る指定訪問看護 | ○ 入院時食事療養費に係る食事療養及 |
| の一部を改正する件 (同五〇) | テーションの基準等の一部を改正す | の費用の額の算定方法の一部を改 | び入院時生活療養費に係る生活療養 |
| | る件 (同五九) | 正する件 (同四八) | の費用の額の算定に関する基準の一 |
| | | する件 (同四七) | 部を改正する件 (同五二) |

第12部 齒冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 齒冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数、第2節に掲げる医療器等及び第3節に掲げる特定保険医療材料(別に厚生労働大臣が定める保険医療材料)をいう。以下この節において同じ。)の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 齒冠修復の費用は、前記修復に付随して行った仮冠、裏蓋及び隔壁の費用を含む。
- 3 第12部に掲げられていない歯冠修復及び欠損補綴であつて特殊な歯冠修復及び欠損補綴の費用は、第12部に掲げられている歯冠修復及び欠損補綴のうち最も近似する歯冠修復及び欠損補綴の各区分の所定点数により算定する。
- 4 6 痛みの乳幼児又は若しく歯科诊所が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
- イ 区分番号M0 0 3 (2のロ及びハに限る。)に掲げる印象採取、区分番号M0 0 6 (2のロに限る。)に掲げる咬合探得又は区分番号M0 3 0に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
- ロ 也冠修復及び欠損補綴(区分番号M0 0 0からM0 0 0 - 3まで、M0 3 (2のロ及びハに限る。)、区分番号M0 0 6 (2のロに限る。)、M0 1 0、M0 1 1、M0 1 5、M0 1 5 - 2、M0 1 7からM0 2 6まで及びM0 3 0を除く。)を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 5 齒冠修復及び欠損補綴には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。
- 6 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科防護器具や薬剤を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科防護器具等に付随する歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
イ 区分番号M0 0 3 (2のロ及びハに限る。)に掲げる印夾探得、区分番号M0 0 6 (2のロに限る。)に掲げる咬合探得又は区分番号M0 3 0に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数
- ロ 区分番号M0 2 9に掲げる有床義歯修理を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数
- 7 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科防護器具及び同注6に規定する加算を算定する患者に対し、当該歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。
イ 区分番号M0 0 3 (2のロ及びハに限る。)に掲げる印夾探得、区分番号M0 0 6 (2のロに限る。)に掲げる咬合探得又は区分番号M0 3 0に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合 所定点数の100分の70に相当する点数

イ メタルコアを用いた場合	
(1) 大臼歯	176点
(2) 小臼歯及び前歯	150点
ロ ファイバー-ポストを用いた場合	
(1) 大臼歯	176点
(2) 小臼歯及び前歯	150点
2 直接法	
イ ファイバー-ポストを用いた場合	
(1) 大臼歯	154点
(2) 小臼歯及び前歯	128点
ロ その他の場合	
1 諸洞形成、根尖守の費用は、所定点数に含まれる。	
2 保険医療材料費(薬造物の材料を除く)、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 2 - 2 支台歯造印彫(1個につき)	32点
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 3 印模採取	
1 齒冠修復(1個につき)	
イ 基礎印象	32点
ロ 連合印彫	64点
2 欠損補綴(1装着につき)	
イ 単純印彫	
(1) 簡単なもの	42点
(2) 困難なもの	72点
ロ 連合印彫	
ハ 特殊印彫	
ニ フリソジ	
1 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	282点
(1) 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合	334点
ホ 口腔前庭、頬側法	
(1) 印象採取が困難なもの	222点
(2) 印象採取が苦しく困難なもの	402点
3 口腔装設等(1装着につき)	42点
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 3 - 2 テンボリーグラウン(1個につき)	34点
注 1 テンボリーグラウンは、前歯部において、区分番号M 0 0 1 に掲げる諸洞形成成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の諸洞形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該歯の物を被着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。	
2 テンボリーグラウンの製作及び被着による保険医療材料費一連の費用は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 4 リティナー	
1 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	100点
2 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合	300点
M 0 0 5 装着	
1 齒冠修復(1個につき)	45点
2 欠損補綴(1装着につき)	
イ フリソジ	
(1) 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	150点
(2) 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合	300点
ロ 布床義歯	
(1) 少数歯欠損	60点
(2) 多数歯欠損	120点
(3) 総義歯	230点
ハ 布床義歯修理	
(1) 少数歯欠損	30点
(2) 多数歯欠損	60点
(3) 総義歯	115点
二 口蓋補綴、翼補綴	
(1) 布床義歯が困難なもの	150点
(2) 布床義歯が苦しく困難なもの	300点
3 口蓋補綴等の装着の場合(1装着につき)	30点
注 1 区分番号M 0 1 - 2 に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M 0 1 - 2 に掲げる強強度硬質レジンを装着する際、歯質に対する接着性を向上させるこことを目的に内面処理を行った場合は、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。	
2 2のイについて、支台歯既ごとの費用は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 5 - 2 仮着(ブリッジ)(1装着につき)	40点
1 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	80点
2 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合	
M 0 0 6 咬合修復	
1 齒冠修復(1個につき)	
2 欠損補綴(1装着につき)	
イ ブリッジ	
(1) 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	76点
(2) 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合	150点
ロ 布床義歯	
(1) 少数歯欠損	
(2) 多数歯欠損	
(3) 総義歯	
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 7 僵床義歯(1歯につき)	
1 少数歯欠損	
2 多数歯欠損	
3 総義歯	
注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。	
M 0 0 8 ブリッジの試過	
1 支台歯とボンティックの数の合計が5歯以下の場合	40点
2 支台歯とボンティックの数の合計が6歯以上の場合(諸洞修復)	80点
M 0 0 9 充填(1歯につき)	
1 充填1	
イ 基礎なもの	
ロ 困難なもの	
2 充填2	
イ 基礎なもの	
ロ 困難なもの	

料料額を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療料の料額は、別に厚生労働大臣が定める。

N026

補綴料(1例につき)

注 保険医療料料額は、所定点数に含まれるものとする。

60点

M027 及びM028 制除

(修正)

M029 有床義歯修理(1床につき)

注1 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の

修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 保険医療料料額(人手料等を除く。)は、所定点数に含まれる。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、被負した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、

1床につき50点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、被負した有床義歯を預かつて修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2ととして、1床につき30点を所定点数に加算する。

M030 有床義歯内面適合法

1 硬質材料を用いる場合

イ 局部義歯(1例につき)

(1) 1歯から4歯まで	216点
(2) 5歯から8歯まで	288点
(3) 9歯から11歯まで	370点
(4) 12歯から16歯まで	572点
ロ 総義歯(1例につき)	790点
2 軟質材料を用いる場合(1例につき)	1,200点

注1 2については、下記義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数により算定する。

3 1については、保険医療料料額(人手料等を除く。)は、所定点数に含まれる。

4 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かつた当日に修理法により有床義歯内面適合法を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算1として、1例につき50点を所定点数に加算する。

5 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、有床義歯を預かつて、修理法により有床義歯内面適合法を行い、預かつた日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算2として、1例につき30点を所定点数に加算する。

M031 からM033まで 制除

M034 茄籠部縫合修理(1箇につき)

注 保険医療料料額(人手料等を除く。)は、所定点数に含まれる。

70点

M035 からM040まで 制除

注 保険医療料料額(人手料等を除く。)は、所定点数に含まれる。

1,200点

第2節 制除

第3節 特定保険医療料料額

区分

良質な歯科医療の確保のために

2018年(平成30年)4月

公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則5

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

1988年(昭和63年)厚生省告示(上記「通則5」)の、歯冠修復及び欠損補綴の製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の割合に関する問題については、1992年(平成4年)4月22日付の日本歯科医師会、日本歯科技工士会両会連名の文書の中で、通則5における「合意の精神」に沿った円満な実施をすでに再確認している。

また、厚生省(当時)においても、通則5における歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について、保険局長名にて通知文書が両会会長宛(日歯会長宛は保文発第646号文書)に出されている。

保文発第647号

昭和63年10月20日

(社)日本歯科技工士会長 殿

厚生省保険局長

歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について

先般の歯科診療報酬点数表の改正に当たり、歯冠修復及び欠損補綴の部の通則において、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の割合が示された(厚生大臣告示)ことについては、既に御案内のとおりであります。これは、今後の高齢化社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを図ったものであります。

つきましては、今後とも、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話しを行っていただくとともに、歯冠修復及び欠損補綴に関し、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願ひいたします。